

いじめ防止等対策の取り組みについて

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実にされるよう意識啓発を行った。	全教職員に対し、いじめの防止等基本計画により周知を行っている。	全教職員に対し、関連資料の掲載場所について再度周知を行い、意識啓発を図った。	令和6年1月
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	事例を用いた訓練などを実施している。	引き続き定期的に開催をする	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	千葉県教育委員会より講師派遣を頂き、教職員対象の研修会を実施した。	R5年度は3月に外部から講演者を招き開催予定である。	令和6年3月
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	全教職員に対し、いじめの防止等基本計画により周知を行っている。	引き続き継続する	R5年6月実施
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	全教職員に対し、いじめの防止等基本計画により周知を行っている。	引き続き継続する	R5年4月実施
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	全教職員に対し、いじめの防止等基本計画により周知を行っている。	いじめに限らず、学生の様子が気になった場合は、直ちに学生主事や学生相談室へ報告するよう呼びかけている。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知するとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	全教職員に対し、いじめの防止等基本計画により周知を行っている。	引き続き継続する	R5年6月実施
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	Teamsのグループで情報共有・経過報告を行い日常的に観察を行っている。	引き続き継続する	-
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	学生委員会による検証結果をいじめ対策委員会へ提案し、R5年度のいじめ防止等基本計画を定めている。	引き続き継続する	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	定期的なアンケート調査の結果をいじめ対策委員会および運営協議会へ報告し、各学科へ共有を図っている。	アンケート項目を改善し、答えやすくした。	令和5年12月
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしていると同時に、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	学生の意向にも配慮を行いながら、情報共有を行っている。	引き続き継続する	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめの実態調査アンケート、学生企画をとおして啓発を行っている。	引き続き継続する	令和5年6月12月実施
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	いじめの実態調査アンケート、学生企画、学生委員会だより（いじめ事例の紹介等）をとおして啓発を行っている。	引き続き継続する	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	学友会企画：いじめ防止短歌コンテストを実施し、受賞作品を学内で表彰を行い、啓発ポスター作成及び高専だよりにおいて周知を行った。	引き続き継続する	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	公式ホームページ及び学生便覧へ掲載を行っている。	引き続き継続する	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめが認知された場合は、被害・加害双方の保護者へ解決に向けた対応方針を伝えている。	引き続き継続する	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会議等で学校いじめ防止手王基本計画の内容を説明している。	引き続き継続する	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	木更津警察署管内学校警察連絡委員会へ加盟及びスクールロイヤーとの契約を行い、学生事案において連携体制が出来ている。	引き続き継続する	-